- ✓ 平成29年10月18日から同年11月16日までの間、「5.2GHz帯及び5.6GHz帯を使用する無線LANの技術的条件」の委員会報告案を意見募集した結果、計9者から意見提出があった。
- 提出意見数(意見提出者数):9者(法人等7者※、個人2者)

※インテル(株)、NTTプロードバンドプラットフォーム(株)、(株)Globalstar Japan、(国研)情報通信研究機構、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一財)日本無人機運行管理コンソーシアム、無線LANビジネス推進連絡会

意見趣旨	しています。 提出者	対応資料 番号
本案の趣旨に賛成	インテル(株)、NTTブロードバンドプラットフォーム(株)、無線LANビジネス推進連絡会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、個人(1者)	
5.2GHz帯登録局の手続や開設区域等の制度化に関するご意見	NTTブロードバンドプラットフォーム(株)、無線LANビジネス推進連絡会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、個人(1者)	8-1-1
免許不要帯の国際動向を踏まえた今後の対応も希望	インテル(株)、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、個人(1者)	
5.6GHz帯小電力データ通信システムの帯域外漏えい電力(5.2GHz帯登録局との組み合わせ利用時)も明確化すべき	NTTブロードバンドプラットフォーム(株)	
5.2GHz帯登録局のe.i.r.p.仰角下限を明確にすべき	(一社)情報通信ネットワーク産業協会、個人(1者)	8-1-2
表記ぶりに関するご指摘	個人(1者)	
5.2GHz帯の屋外利用に関し登録局の台数管理の確実な実施及び 衛星システムへの干渉発生時には低減措置が必要	(株)Globalstar Japan	8-1-3
5.6GHz帯の上空利用(遠隔操縦)に関し、無人移動体画像伝送システムと重複する周波数を使用する際の混信等のトラブル防止が必要	(一財)日本無人機運行管理コンソーシアム、(国研)情報通信研究機構	8-1-4